



税務Q&A | 個人事業者(白色申告)の記帳・帳簿等の保存

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 戸江 千枝

九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

Q 昨年から白色申告の個人事業者の記帳義務が拡大されたと聞きました。概要を教えてください。

これまで、白色申告の個人の事業者等のうち、記帳・帳簿等の保存が義務付けられていたのは、前々分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超えた方でした。

しかし、平成26年1月からは、事業所得等の金額にかかわらず、記帳・帳簿等の保存が必要となりました。

①記帳、帳簿等の保存制度の対象者

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務をおこなう方すべてについて記帳・帳簿等の保存制度の対象となりました。したがって、所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない場合もこの制度が適用されます。最終的に税額が算出されないなどの場合に、確定申告は不要であっても、記帳・帳簿等の保存は必要とされるわけです。

②記帳する内容

売上げなどの収入、仕入および各種の経費について、取引をおこなった日付、取引の内容、相手方の名称、金額等を帳簿に記載します。ただし記帳については、後に説明する簡易な方法で記載してもよいことになっています。

なお、税務署でも、白色申告の方で新たに記帳をおこなう方や記帳の仕方がわからない方を対象に「記帳

説明会」が実施されているようですので、参加を検討されるのもよいと思います。

③帳簿等の保存(表参照)

保存が必要な帳簿等およびその保存期間については、下表のとおりです。

④簡易な方法による記帳

上で述べたように、白色申告の事業所得者等については、簡易な方法による記帳が認められています。簡易な方法による記帳とは、事業所得を例にとると、たとえば売上に関する事項では、少額な現金売り上や小売業については、日々の合計金額のみの一括記載が可能です。売上以外でも納品書や請求書でその内容が確認できる場合には、同じように日々の合計金額の一括記載で足りるものとされています。また、掛売上についても、納品書等で確認できることを条件に日々の記載を省略し、回収時に現金売上として計上できるようになっていますが、年末における売掛金の残高は記載が必要といった内容になっています。簡易な方法による記帳に関する詳細は、国税庁の

ホームページで確認できます。

⑤青色申告

簡易な方法による記帳が良いといっても、記帳が必要となると、白色申告にかかる手間も青色申告のそれと比べ、それほど大きな違いがあるとはいえなくなりました。青色申告は、日々の取引を所定の方法で記帳し、その帳簿に基づいて申告をすることで、所得の青色申告特別控除をはじめとして、他にも、純損失の繰戻しや繰越など、税金の面でいろいろな特典が受けられます。青色申告のための記帳はむずかしいと思われがちですが、会計ソフトを用いれば比較的容易に記帳が可能です。小規模の経営であっても、現在白色申告の方は、これを機会に青色申告を検討されてはいかがでしょうか。

なお、青色申告の申請をする場合は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日まで(新たに事業を開始した人は事業開始後2月以内)に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して承認を受けなければなりません。

表 保存が必要な帳簿等およびその保存期間

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、また受領した請求書・納品書・送り状・領収書などの書類	